いつまでも自分らしく

第4期介護保険事業計画がスタートします

平成12年4月にスタートした介護保険制度も今年で10年目を迎え、制度自体も町民の皆さんに定着しつつあります。しかし一方では、要介護認定者や介護給付費が増加しています。

そこで、町の介護保険事業を円滑に運営するため介護保険事業計画を策定し、介護サービスの利用者の推計、サービス費用の見込み、それに伴う介護保険料を算出して、3年ごとに見直しを行っています。第1号被保険者の（65歳以上の方）の介護保険料が決まりましたのでお知らせします。

表1　給付費見込額　（単位：千円）

	H21年度	H22年度	H23年度	3カ年合計
居宅サービス	155,814	162,677	169,534	488,025
地域密着型サービス	12,089	18,196	27,356	57,641
住宅改修	1,249	1,345	1,441	4,035
居宅介護支援	18,007	18,671	19,182	55,860
施設サービス	158,229	164,851	174,021	497,101
介護予防サービス	8,602	10,131	11,437	30,170
介護予防住宅改修	80	80	80	240
介護予防支援	973	1,032	1,091	3,096
特定入所者介護サービス費等給付費	19,241	20,203	21,213	60,657
高額介護サービス費等給付費	6,213	6,524	6,850	19,587
審査支払い手数料	432	437	442	1,311
合　　計	380,929	404,147	432,647	1,217,723
地域支援事業費	9,000	9,500	10,000	28,500

65歳以上の方の介護保険料を変更設定

介護保険の財源は、基本的に、50％が国及び都道府県並びに市町村の公費負担、残りの50％が65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳の第2号被保険者が負担する保険料で構成されています。

第1号被保険者が負担する保険料が20％（第3期19％）、第2号被保険者が負担する保険料が30％（第3期31％）と定められています。

第1号被保険者の保険料基準額（第4段階）は、平成21年度から平成23年度までの3年間の介護保険サービスにかかる費用（表1給付費見込額・地域支援事業費）を推計し、第3期までの給付にかかった費用の余剰金（介護保険財政調整基金）を取り崩して保険料の上昇を抑制しています。また、保険料は所得によって段階的に分かれていますが、第3期に設定された税制改正の影響による第4段階・第5段階に上昇した方の保険料軽減を踏まえて、第4期については公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方については、第4段階の中に新たな保険料軽減区分を設けました。

介護報酬については、平成21年度から介護従事者の処遇改善を図るため介護報酬を全体で3％引き上げられましたが、改定による保険料の急上昇を緩和するため、国から介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付され、基金を設置して、平成21年度（上昇分の全額）と平成22年度（上昇分の半額）に取り崩して保険料の軽減を図っています。

平成21年度から23年度の保険料は、次ページ表2のとおりです。